

仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金交付要綱

(令和8年1月1日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、光熱費等や食材料費の物価高騰による福祉施設等の設置者等の負担を軽減するため、福祉施設等の設置者等が光熱費等や食材料費に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に掲げる法律（第6条第2号、別表及び様式第2号において「関係法等」という。）において使用する用語の例による。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう
- (2) 補助事業 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう
- (3) 福祉施設等 別表において補助対象施設等として定める施設、事業又はサービスをいう
- (4) 福祉施設等の設置者等 福祉施設等の施設の設置者又は事業若しくはサービスの実施者をいう

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 福祉施設等の設置者等のうち、市内においてその施設を運営している者、又はその事業若しくはそのサービスを実施している者とする。
- (2) 暴力団等と関係を有していないこと

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、福祉施設等の施設の運営又はサービス若しくは事業の実施であって、次の要件に適合しているものとする。

- (1) 市内において実施されていること
- (2) 令和8年3月1日までに実施されていること
- (3) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間（第6条及び別表において「補助対象期間」という。）において通算して1月以上実施されていること

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 この補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象期間において補助対象事業が実施された期間が12月である場合、別表に定める事業区分ごとに、同表に定める補助単価（同表の補助対象施設等のうち、入所施設及び通所施設については、光熱費等の補助単価に食材料費の補助単価（食材料費の補助単価に稼働率を乗じた額。）を合計した額（食事を提供していない補助対象施設等においては光熱費等の補助単価））に、同表に定める単位の数を乗じ得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）。なお、同表の補助対象施設等のうち高齢者福祉施設等の小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）にあつては、入所施設の当該額と通所施設の当該額の合計額。
- (2) 補助対象事業が令和7年4月2日から令和8年3月30日までの間において休止又は廃止（関係法等の規定による手続を行っていない事実上の休止又は廃止を含む。）をした場合であつて、補助対象期間において当該事業が実施された期間が通算して1月以上12月未満であるとき、前号の規定による補助金の額に当該事業が実施された月数（月途中での休止又は廃止（関係法等の規定による手続を行っていない事実上の休止又は廃止を含む。）の場合、休止又は廃止月は月数に含めない。）を乗じ、12で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）。
- (3) 補助対象事業が令和7年4月2日から令和8年3月1日までの間において開始した場合であつて、補助対象期間において当該事業が実施された期間が通算して1月以上12月未満であるとき、第1号の規定による補助金の額に当該事業が実施された月数（月途中での開始の場合、開始月は月数に含めない。）を乗じ、12で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）。

(交付の申請等)

第7条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、「仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金交付申請書（様式第1号）」及び別紙「福祉施設等物価高騰対策事業補助金計算様式」を市長が別に定める日までに提出することにより行うものとする。

- 2 この補助金の交付を受けようとする者は、市長が必要と認めるときは、前項の規定による書類の提出に併せて、市長が別に定める方法により、この補助金の請求に係る情報を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、申請が到達してから60日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、「仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補

助金交付決定通知書（様式第2号）」により行うものとする。

（交付の条件）

第9条 規則第5条第2項の規定による交付の条件は、「仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」に定めるものとおりにする。

（交付決定の変更等）

第10条 規則第5条第1項第1号及び第2号の規定による変更等の申請は、「仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）」を提出することにより行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を取消し又は変更すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定を取消し又は変更するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付決定を取消し又は変更したときは、「仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金変更等承認通知書（様式第4号）」により通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、交付決定を取消し又は変更することが不適当と認めるときは、補助事業者に対し、「仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金変更等不承認通知書（様式第5号）」により、その旨及び理由を通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 この補助金は、規則第15条第1項ただし書きの規定による前金払により交付するものとする。

（実績報告）

第12条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、「仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金実績報告書（様式第6号）」を市長が別に定める日までに提出することにより行うものとする。

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、「仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金確定通知書（様式第7号）」により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、規則第12条第1項の規定により報告を受けた補助事業の実績額と規則第13条の規定により確定した交付すべき補助金の額が同額である場合においては、同条の規定による通知について、当該補助事業者の補助対象施設等の名称等を仙台市のホームページに掲載することにより行うことができる。

3 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を

超える補助金が交付されている時は、期限を定めて、その超える部分を返還させるものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年1月1日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りで、その効力を失う。

別表（第2条第2項第3号，第5条及び第6条第1号関係）

事業区分	補助対象施設等	補助対象経費	補助単価	単位
高齢者福祉施設等	(入所施設)	補助対象期間に補助対象施設等において使用した光熱費等及び食材料費や利用者宅の訪問等に係るガソリン購入に要した費用	(入所施設)	定員数
	ア 介護老人福祉施設 イ 短期入所生活介護 ウ 介護老人保健施設 エ 短期入所療養介護 オ 認知症対応型共同生活介護 カ 特定施設（介護付有料老人ホームに限る） キ 養護老人ホーム ク 軽費老人ホーム ケ 小規模多機能型居宅介護 コ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）		ア・イ・ウ・エについては備考4(1)アの定めにより光熱費等単価 8,800円 又は 4,400円 食材料費単価 34,800円 ×稼働率 又は 17,400円 ×稼働率 オ・カ・ケ・コ 光熱費等単価 4,400円 食材料費単価 17,400円 ×稼働率 キ・ク 光熱費等単価 8,800円 食材料費単価 34,800円 ×稼働率	
	(通所施設)		ア 通所介護（通所介護型サービス，生活支援通所型サービスを一体的に実施している場合を含む） イ 地域密着型通所介護 ウ 認知症対応型通所介護 エ 通所リハビリテーション（介護保険法第71条第1項においてみなし指定された事業者は除く） オ 小規模多機能型居宅介護 カ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） キ 通所介護型サービス（単独） ク 生活支援通所型サービス（単独）	
(訪問サービス)	ア 訪問介護（訪問介護型サービス，生活支援訪問型サービスを一体的に実施している場合を含む） イ 訪問看護	4,900円	台数	

	ウ 訪問入浴介護 エ 訪問リハビリテーション オ 定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 カ 夜間対応型訪問介護 キ 居宅介護支援 ク 介護予防支援 ケ 居宅療養管理指導 コ 生活支援訪問型サービス (単独)			
障害者福祉 施設等	(入所施設)		光熱費等単価 8,800円 食材料費単価 34,800円 ×稼働率	定員数
	ア 障害者支援施設 イ 療養介護 ウ 短期入所(空床型を除く) エ 宿泊型自立訓練 オ 共同生活援助 カ 福祉ホーム キ 障害児入所施設		光熱費等単価 4,400円 食材料費単価 8,500円 ×稼働率	
	(通所施設)		光熱費等単価 4,400円 食材料費単価 8,500円 ×稼働率	定員数
	ア 生活介護 イ 自立訓練(機能訓練) ウ 自立訓練(生活訓練) エ 就労移行支援 オ 就労継続支援A型 カ 就労継続支援B型 キ 日中一時支援事業 ク 児童発達支援 ケ 放課後等デイサービス		光熱費等単価 4,400円 食材料費単価 8,500円 ×稼働率	
(地域活動支援センター)	ア 地域活動推進センター イ 小規模地域活動センター		光熱費等単価 4,400円 食材料費単価 8,500円 ×稼働率	定員数
(訪問サービス)	ア 居宅介護 イ 重度訪問介護 ウ 同行援護 エ 行動援護 オ 就労定着支援		4,900円	台数

	カ 自立生活援助 キ 居宅訪問型児童発達支援 ク 保育所等訪問支援 ケ 計画相談支援 コ 地域移行支援 サ 地域定着支援 シ 障害児相談支援 ス 訪問入浴			
救護施設及 び日常生活 支援住居施 設等	(入所施設) ア 救護施設 イ 日常生活支援住居施設等		光熱費等単価 8, 800円 食材料費単価 34, 800円 ×稼働率	定員数

備 考

- 1 「補助対象施設等」については、関係法等の規定による本市の指定、認可、認定若しくは登録がなされたもの又は本市からの補助（以下、「指定等」という。）により実施するもので市長が認めるものであること。なお、次の各号に掲げる施設等については、補助対象施設等に含まれないこと。
 - (1) 地方公共団体、地方独立行政法人又は独立行政法人が設置するもの（高齢者福祉施設等の入所施設のウの介護老人保健施設、通所施設のアの通所介護及びエの通所リハビリテーション並びに訪問サービスのイの訪問看護、キの居宅介護支援、ケの居宅療養管理指導及び本市が設置する障害者福祉施設等を除く。）
 - (2) 補助対象施設等の訪問サービスのうち、利用者宅等の訪問等に係るガソリン代について従業員の実費負担としている場合
 - (3) 補助対象施設等の訪問サービスのうち、利用者宅等の訪問等に係る交通費を、利用者等に実費負担させている場合
- 2 補助単価について、入所施設及び通所施設のうち、食事を提供していない施設等については光熱費等単価を補助単価とする。また、障害者福祉施設等のうち、次の各号に掲げる施設等については、食材料費単価を補助単価とする。
 - (1) 本市が設置するもの
 - (2) 入所施設のうち、ウの短期入所が空床型で実施されているもの
 - (3) 入所施設のうち、キの障害児入所施設（イの療養介護と一体的に実施されている場合に限る。）
 - (4) 通所施設のうちカの就労継続支援B型（入所施設のアの障害者支援施設と一体的に実施されている場合に限る。）
 - (5) 通所施設のうちクの児童発達支援（ケの放課後等デイサービス一体的に実施されている場合に限る。）
 - (6) 通所施設のうち、キの日中一時支援事業が当該施設または併設する入所施設及び通所施設の開所時間内に、事業の全部または一部を実施している場合
- 3 補助単価における「稼働率」は、令和7年4月から9月の各月の延べ利用者数を各月の稼働

働日に「定員数」を乗じた数で除して得られた数（小数点第3位以下切り上げ）とし、令和7年4月から9月の稼働率の平均とする。ただし、次の各号に掲げる補助対象施設等については、それぞれ当該各号の定めにより、稼働率を計上することとする。

- (1) 令和7年4月から9月に稼働していない月が存在する場合は、その月を除いて計算した数
- (2) 令和7年10月以降に補助対象事業を開始した施設等においては定員数に0.9を乗じた数
- (3) 障害者福祉施設等の通所施設のうちアの生活介護及びカの就労継続支援B型（入所施設のアの障害者支援施設において通所施設のアの生活介護及びカの就労継続支援B型が一体的に実施されている場合に限る。）において、ひとりの利用者が入所施設および通所施設を同日に利用している場合は、当該利用者について稼働率の算定から除く
- (4) 障害者福祉施設等の通所施設のうちウの自立訓練（生活訓練）（入所施設のエの宿泊型自立訓練において通所施設のウの自立訓練（生活訓練）が一体的に実施されている場合に限る。）において、ひとりの利用者が入所施設および通所施設を同日に利用している場合は、当該利用者について稼働率の算定から除く
- (5) 各号の算出方法により難い合理的な理由がある場合には、市長が指定する他の適切な方法により「稼働率」を推定するものとする

4 単位における「定員数」は、関係法等の規定による本市の指定等がなされた令和7年11月1日時点の数を用いることとするが、令和7年11月2日以降に指定等がなされた補助対象施設等については、指定等の際に本市へ届出等を行っている定員数を用いること。ただし、次の各号に掲げる補助対象施設等については、それぞれ当該各号の定めにより、定員数を計上することとする。

(1) 高齢者福祉施設等

- ア 入所施設のうちアの介護老人福祉施設、イの短期入所生活介護、ウの介護老人保健施設及びエの短期入所療養介護において、 $8,800円 + 34,800円 \times \text{稼働率}$ の補助単価が適用になる定員数は、 $4,400円 + 17,400円 \times \text{稼働率}$ の補助単価が適用となる定員数を、本市の指定等がなされた定員数から差し引いた人数。 $4,400円 + 17,400円 \times \text{稼働率}$ の補助単価が適用になる定員数は、介護保険法第51条の3第1項又は第61条の3第1項に規定する特定入所者介護（予防）サービス費の支給対象となる所得段階が第4段階の令和7年11月（11月1日から11月30日）の平均利用人数（小数点以下切り上げ）とする
- イ 入所施設のうちケの小規模多機能型居宅介護及びコの複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 宿泊サービスの定員数
- ウ 通所施設のうちオの小規模多機能型居宅介護及びカの複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 通いサービスの定員数

(2) 障害者福祉施設等（光熱費等の計算に限る）

- ア 通所施設のうちアの生活介護（入所施設のアの障害者支援施設において通所施設のアの生活介護及びカの就労継続支援B型が一体的に実施されている場合に限る。） 通所施設のアの生活介護及びカの就労継続支援B型の定員数の合計から入所施設のアの障害者支援施設の定員数を差し引いて得た数
- イ 通所施設のうちウの自立訓練（生活訓練）（入所施設のエの宿泊型自立訓練において通所施設のウの自立訓練（生活訓練）が一体的に実施されている場合に限る。） 通所

施設のウの自立訓練（生活訓練）の定員数から入所施設のエの宿泊型自立訓練の定員数を差し引いて得た数

ウ 地域活動推進センター 令和6年度の1日当たりの平均利用者数に応じて定める。
3名以上5名以下の場合は5名、6名以上10名以下の場合は10名、11名以上の場合は15名

エ 小規模地域活動センター 仙台市障害者小規模地域活動センター運営費補助金交付要綱（平成19年3月30日健康福祉局長決裁）別表第2の規定による補助対象者数に応じて定める。5名未満の場合は5名、5名以上10名未満の場合は10名、10名以上15名未満の場合は15名、15名以上の場合は20名

(3) 各号の算出方法により難い合理的な理由がある場合には、市長が指定する他の適切な方法により「定員数」を推定するものとする

5 単位における「台数」は、補助対象施設等が利用者宅等の訪問等に使用している車の台数とするが、令和7年11月（11月1日から11月30日）の常勤換算数（小数点以下切り上げ）が、訪問等に使用している車の台数より少ない場合は、常勤換算数を車の台数とする。また、対象となる訪問サービスを同拠点で複数実施しており、訪問等に使用している車を併用している場合、車の「台数」を重複して計上することはできない。また、令和7年11月2日以降に指定等がなされた補助対象施設等については、開所後1か月間での常勤換算数を用いること。ただし、次の各号に掲げる補助対象施設等については、それぞれ当該各号の定めにより、台数を算出することとする。

(1) 高齢者福祉施設等

ア 訪問サービスにおいて、訪問等に使用している車の台数と、上記3の期間における介護保険法の規定によるサービスを提供した時間数で算出した常勤換算数を比べ、少ない方の数を台数とする。ただし、訪問介護の事業所において、障害者福祉施設等の訪問サービスの居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスも提供している事業所においては、事業所単位で提供した時間数の多い補助対象施設等に、時間数を合わせて常勤換算数を算出することとする

イ 訪問サービスのうちクの介護予防支援に勤務している「生活支援コーディネーター」は、台数の人数から除くものとする

ウ 訪問サービスにおいて、複数のサービスを提供している事業所においては、事業所単位で提供した時間数の多い補助対象施設等に、時間数を合わせて常勤換算数を算出することとする

(2) 障害者福祉施設等

ア 訪問サービスにおいて、訪問等に使用している車の台数と、上記3の期間における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法の規定によるサービスを提供した時間数で算出した常勤換算数を比べ、少ない方の数を台数とする。ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業所において、高齢者福祉施設等の訪問サービスの訪問介護も提供している事業所においては、事業所単位で提供した時間数の多い補助対象施設等に、時間数を合わせて常勤換算数を算出することとする

イ 訪問サービスにおいて、複数のサービスを提供している事業所においては、事業所単

位で提供した時間数の多い補助対象施設等に，時間数を合わせて常勤換算数を算出することとする

- (3) 各号の算出方法により難い合理的な理由がある場合には，市長が指定する他の適切な方法により「台数」を推定するものとする